

学校いじめ防止基本方針

兵庫県立北須磨高等学校

1 本校の教育方針

本校は、「元気兵庫へ、こころ豊かな人づくり」を基本理念として、明るく充実した学校生活を送るなかで、調和のとれた人間性を培い、命と人権を大切にすることこころ豊かな人間を育成することをめざしている。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な方向

本校は、昭和47年、全日制普通科高等学校として開設され、平成14年、全日制普通科単位制高等学校に改編された。本校は、創立当初より優れた進学実績をあげるとともに、部活動も活発で、学習との両立は本校の伝統となっており、普通科単位制に改編後も、この伝統は受け継がれてきている。現在、創立50周年に向けて、進学型単位制普通科高校としてのさらなる発展を期して、「チーム北須磨」で一丸となって取り組んでいる。

本校のモットーは、生徒一人ひとりが、「自ら考え、自ら選び、自ら選ぶ」の理念のもと、自己を見つめ、自己を生かし、進路実現に向けて、自己を大きく伸ばすことである。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

特に、全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知する研修や、「いじめ未然防止プログラム」の活用、いじめの具体的事例をもとにした研修などにより、教職員のいじめ対応力の向上を図る。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告するとともに、県教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で対応し、迅速な調査や事案の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

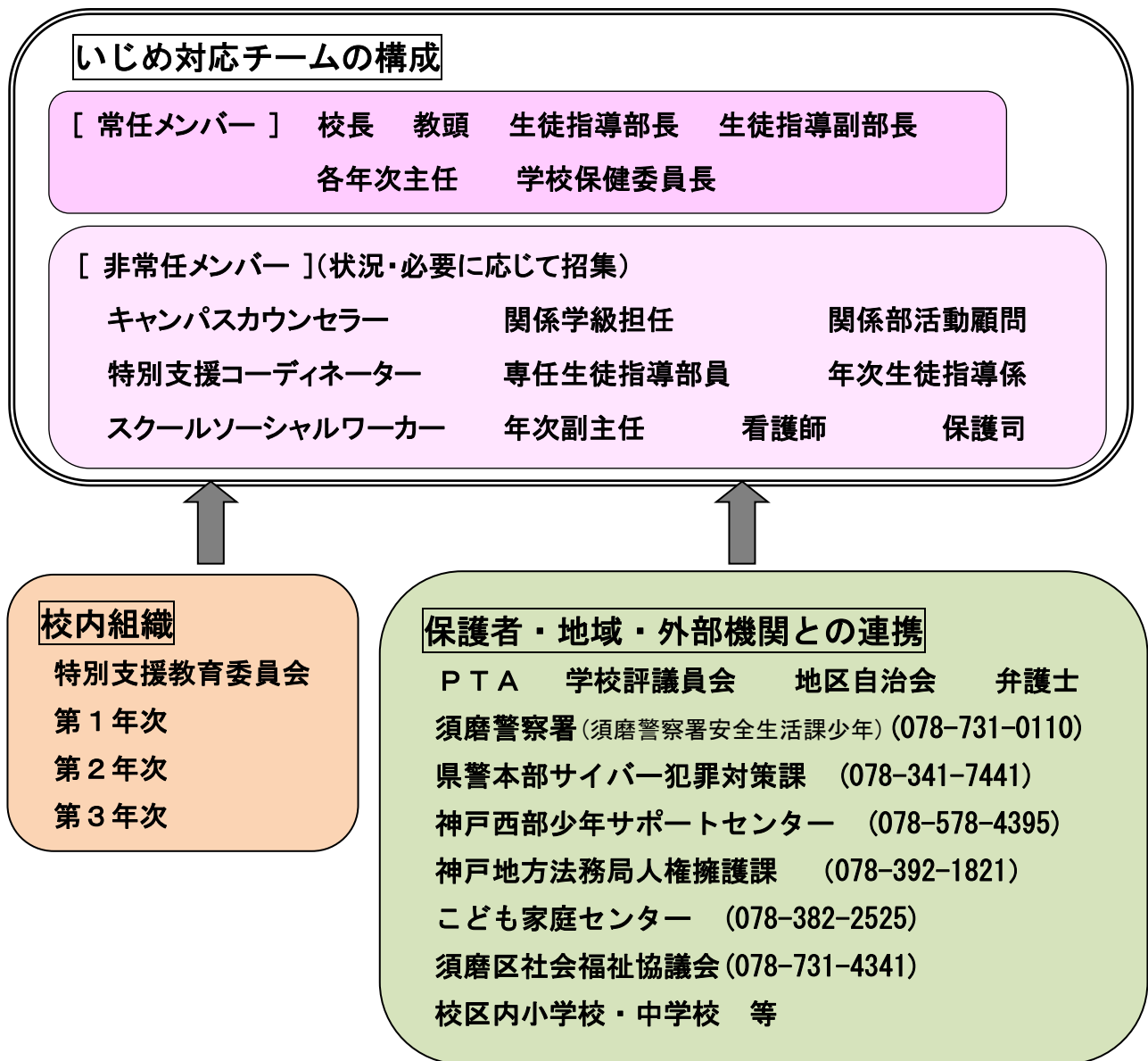
誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

参考 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条 第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。



- ※ いじめ対応チームの会議は、原則として学期に1～2回行う。
- ※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。
- ※ ネットを介したいじめへの対応については、積極的に外部機関と連携する。

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・道徳教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケートや学校評議員等を活用した検証・評価を定期的に行う。
- 5 出身の小中学校など学校間の連携により配慮を要する生徒の情報共有を行う。特に、各中学校からの生徒指導に関する申し送り事項などの情報を、各年次・各教科などで共有し、予防や解決などの指導に活用する。

2 いじめ早期発見のためのチェックリスト

別紙 2

いじめが起こりやすい集団・環境

- 1. 掲示物が破れていたり、壁や黒板に落書きがあったりする。
- 2. 朝いつも机が乱れていたり、特定の生徒の机が他生徒の机と離れたりしている。
- 3. ゴミが落ちていたり、ゴミ箱があふれていたりする。
- 4. 「キモい」「ウザい」「死ね」などの乱暴な言葉が日常的に使われている。
- 5. 些細なことで冷やかしたり、厳しい言葉を発したりするグループがある。
- 6. 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- 7. 集団の中で、絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる。
- 8. グループ分けをすると特定の生徒が残る。
- 9. 教職員に見えないようにいたずらをしたり、ちょっかいを出したりしている。

いじめられている生徒

日常の行動・表情などの様子

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>10. 一人であることが多い。 <input type="checkbox"/>11. 活気がなく、おどおどしている。 <input type="checkbox"/>12. 顔色が悪く、不安な(暗い)表情をしている。 <input type="checkbox"/>13. 名前を呼ばれると動きや表情がこわばる。 <input type="checkbox"/>14. ケータイ・スマホの着信音におびえる。 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>15. 遅刻や欠席が多くなっている。 <input type="checkbox"/>16. 早退や一人で下校することが増えている。 <input type="checkbox"/>17. 腹痛などを訴えて保健室へ行きたがる。 <input type="checkbox"/>18. 悪口や冷やかashiに対して、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/>19. ひどいあだ名で呼ばれている。 |
|--|--|

授業中・休み時間・昼食時間・清掃時間

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>20. グループ学習の時に孤立しがちになる。 <input type="checkbox"/>21. 学習意欲が低下し忘れ物や居眠りが増える。 <input type="checkbox"/>22. 決められた座席と違う場所に座っている。 <input type="checkbox"/>23. 教室に遅れて入ってくるが多い。 <input type="checkbox"/>24. 休み時間に教室外で一人で過ごしている。 <input type="checkbox"/>25. 昼食を一人で食べるが多い。 <input type="checkbox"/>26. 食べ物にいたずらされる。 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>27. 昼食やジュースをおごらされたり、取られたりする。 <input type="checkbox"/>28. 発言すると笑われたり冷やかされたりする。 <input type="checkbox"/>29. 突然名指しされて、発言や芸、雑用などを強要される。 <input type="checkbox"/>30. いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番などをやらされている。 |
|--|---|

その他

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>31. トイレや教室に個人を中傷する落書きがされている。 <input type="checkbox"/>32. 持ち物が汚されたり、壊されたり、隠されたりする。 <input type="checkbox"/>33. 顔や手足にすり傷やあざなどがある。 <input type="checkbox"/>34. けがの状況と本人の言う理由が一致しない。 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>35. 衣服に靴跡が付くなど極端に汚れたり破れたりしている。 <input type="checkbox"/>36. 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す。 <input type="checkbox"/>37. 必要以上にお金を持ってきて、友人におごる。 |
|---|--|

いじめている生徒

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>38. 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。 <input type="checkbox"/>39. 教師が近づくと、急に仲の良いふりをする。 <input type="checkbox"/>40. 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。 <input type="checkbox"/>41. 教職員の指導を素直に受け入れない。 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>42. 特定の生徒に強い仲間意識を持っている。 <input type="checkbox"/>43. 特定の生徒にきつい言葉を言ったり、偉そうな態度をとる。 <input type="checkbox"/>44. グループで行動し、他の生徒を威嚇したり、他の生徒に指示を出したりする。 |
|--|---|

家庭での様子 (左：いじめられている生徒 右：いじめている生徒)

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>45. 朝、布団からなかなか出てこない。 <input type="checkbox"/>46. 具合が悪いといって学校を休みたがる。 <input type="checkbox"/>47. 必要以上のお金を欲しがる。 <input type="checkbox"/>48. 友人と遊びに行こうとしない。 <input type="checkbox"/>49. 学校や友人の話題が減った。 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>50. 言葉遣いや態度が横柄になり、人を馬鹿にする。 <input type="checkbox"/>51. 買った覚えのない物、与えたお金以上のものを持っている。 |
|--|---|

3 年間指導計画

別紙3

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議 ・研修等	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1					
	いじめ対応チーム会議 年間指導計画立案 職員研修会 ※2	保護者会における保護者向け啓発活動	カウンセリングマインド研修会 ※5	いじめ対応チーム会議	いじめの未然防止に関する職員研修会	
	未 然 防 止 へ 向 け た 取 組	おはよう運動 いじめの未然防止に関する職員研修会 生徒指導部長講話	おはよう運動 ネットいじめに関する講演会等の実施	おはよう運動 中高連絡会による情報収集	おはよう運動 生徒指導部長講話 学校評議員会 いじめ未然防止プログラムを活用したLHR	おはよう運動 生徒指導部長講話
早 期 発 見 へ 向 け た 取 組	教育相談 個別面談週間	教育相談 中学訪問による情報収集	教育相談 いじめに関するアンケート ※3	教育相談 いじめに関するアンケート結果報告 個別面談(保護者)	教育相談 個人面談	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議 ・研修等	事故発生時、緊急対応会議の開催					
			いじめ対応チーム会議			いじめ対応チーム会議 今年度の反省と次年度の課題
	未 然 防 止 へ 向 け た 取 組	おはよう運動 学校評議員会	おはよう運動 生徒指導部長講話 人権教育講演会	おはよう運動 生徒指導部長講話	おはよう運動 学校評議員会 学校関係者評価	おはよう運動 生徒指導部長講話 ネットいじめ防止講演
早 期 発 見 へ 向 け た 取 組	教育相談	教育相談	教育相談 いじめに関するアンケート実施及び報告 個別面談(保護者)	教育相談	教育相談 いじめに関するアンケート	教育相談 いじめに関するアンケート結果報告 中学訪問による情報収集

※1 緊急対応会議: 事案発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議の開催で対応する。

※2 職員研修会①: いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※3 いじめに関するアンケート: いじめの実態を把握するためのもの。

※4 保護者会における保護者向け啓発活動: いじめやネット利用について学校の指導方針の保護者への周知や情報提供を行う。

※5 カウンセリングマインド研修会: 外部講師を招いての研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。

4 組織的対応（発生時の動き、重大事態への対応、ネットいじめへの対応）

別紙4

段階	内容				
いじめ問題・いじめが疑われる事案の発生	① 情報の把握： 日常の観察・「いじめに関するアンケート」・教育相談・個人面談・生徒・保護者からの訴え・情報提供等による情報把握 ② 報告の流れ 情報を得た教職員 → 当該生徒の担任・年次主任等 → 生徒指導部長 → 教頭・校長 → 県教育委員会 ※ 保護者へは、事実確認ができた段階で連絡、その後適宜連絡				
いじめ対応チームの緊急対策会議の開催（即日、校長が招集）	校長がいじめ対応チームを招集・指揮（原則即日） ① 事実確認：生徒指導部長・年次主任・学級担任から概要を報告・補足し、チーム内で共通理解 ② 情報収集： (ア) 事案の状況から調査の方法や対象や担当者を決定 ・アンケート、被害生徒・加害生徒・関係生徒へのヒアリングなど ・生徒指導部、関係年次、関係部活動顧問との連携・協力 (イ) 調査の実施（被害・加害の生徒の特定、時間・期間・場所、行為等の内容、背景・要因など） (ウ) 調査結果をいじめ対応チームへ報告 ③ 指導の方針・体制の決定： (ア) いじめ対応チームは、報告をもとに、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成。（担任・年次主任・部活顧問・年次団・生徒指導部・養護教諭等） (イ) 加害生徒・被害生徒・傍観者・保護者への対応の具体策の検討				
全職員での情報共有	職員会議で事案についての状況および指導方針等を報告し、職員全体で共通理解				
被害生徒への対応	被害生徒の保護者への対応	加害生徒への対応	加害生徒の保護者への対応	傍観者への対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が「最後まで守り抜く」「秘密を守る」ことを約束する ・ 辛い気持ちへの共感・理解に努める ・ 指導・支援の具体的な見通しを提示する ・ 自尊感情・安心感を持たせる言葉がけをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかに正確な情報を通知し、保護者の思いや今後の対応について意向を聞く。 ・ 指導方針への理解を求めるとともに、 ・ いじめの解決・予防に向けての家庭での協力の依頼。 ・ 誠意ある対応で信頼回復に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめは決して許されない行為である」、「被害生徒の辛い気持ち」について認識をもたせる ・ 毅然とした姿勢で重大さを認識させる ・ 加害生徒の心情・背景の把握に努め、根本的解決かつ再発防止につなげる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかに正確な情報を通知し、家庭での話し合い(指導)を促す。 ・ 指導方針への理解と協力を求める。 ・ 保護者の思いや訴えにも耳を傾け、心情に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者だけでなく、クラス等集団の問題ととらえさせる。 ・ 見て見ぬふりもいじめを肯定していると認識を促す。 ・ いじめの防止・解決のために、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。 	
※ 関係機関への連絡・相談・支援依頼 出身小中学校への情報提供を依頼するほか、暴力・恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導・対応が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。					
指導の経過の確認	① 関係年次・関係部活動顧問から「いじめ対応チーム」に、指導の経過・生徒の様子・保護者の反応などを報告する				
指導方針・体制の検証	② 必要に応じて指導方針・体制を検証・再編する				
再発防止・未然防止	③ いじめが解消されたとしても、経過観察や心のケアなどの事後指導を継続する。 ※いじめの解消については、「いじめに係る行為が目安として少なくとも3か月は止んでいること」「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」という2つの要件に留意し判断する。				

◎ 重大事態（生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案）への対応

- ① 速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ② 県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③ 事案によっては、当事者の同意を得たうえで、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④ 緊急時のマスコミへの対応は、情報の窓口を管理職に一本化し、教育委員会と連携しながら対応する。

◎ ネットいじめへの対応

1. 対応の留意点

- ① ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。
- ② 生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
- ③ 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。

2. インターネット上でのいじめに該当する書き込み・投稿への対応

① いじめに該当する書込・投稿の発見		
② 情報提供書き込みの確認・保存：掲示板やツイッター等のURLの確認・記録、書込・やりとり画面の保存・プリントアウト		
↓	↓	↓
③-（ア）本人の特定可 書き込み本人への削除の指示	③-（イ）本人の特定不可 各サイトの管理人・プロバイダへの削除の連絡・依頼 ※削除されない場合、関係機関に相談	③-（ウ） 関係機関・専門機関への相談 (悪質性・犯罪性・今後の対応等について) 県警本部サイバー犯罪対策課 (078-341-7441) 神戸地方法務局人権擁護課 (078-392-1821)
↓	↓	↓
削除完了の確認後、 関係生徒・保護者に連絡	削除完了の確認後、 関係生徒・保護者に連絡	・ 削除完了の連絡 ・ 犯罪性や被害の大きさによっては書き込みした者の特定等の協力依頼

※ いじめの発見・被害生徒・加害生徒の特定以後は、前掲の「組織的対応」に従って対応する。

3. 未然防止・再発防止に向けた対応

- ① 誹謗中傷を書き込むことはいじめであり、決して許される行為ではないという認識を持たせる。
- ② 書き込みを行った個人は必ず特定され、書き込みが悪質な場合は、犯罪となり検挙されることもありうることを周知する。
- ③ インターネット及びスマートフォンの使用については、セキュリティの設定とともに、TwitterやLINE、Facebook等での誹謗中傷の書込や不適切な画像等は完全に消去できないことや、GPSの位置情報などによりストーカー被害などの犯罪に巻き込まれる可能性があることなどのリスクについて重々指導する。
- ④ 教職員の情報モラルへの指導力向上やケーススタディによる対応力向上を図る研修を実施する。
- ⑤ 家庭に対して、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくりなど、子どもにスマートフォンを持たせる際の保護者の責務について周知する。